

原子力損害賠償紛争解決センター組織規程

総 括 委 員 会
平成 23 年 8 月 26 日決定
平成 24 年 4 月 11 日決定
平成 24 年 6 月 26 日決定
平成 24 年 9 月 3 日決定
平成 26 年 8 月 27 日決定
平成 29 年 11 月 8 日決定
令和 2 年 2 月 20 日決定
令和 5 年 11 月 20 日決定
令和 6 年 3 月 14 日決定

(センターの組織の構成等)

第 1 条 原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）は、総括委員会、パネル（仲介委員による単独又は合議体の和解の仲介の手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び文部科学省原子力損害賠償紛争和解仲介室（以下「仲介室」という。）により構成される組織であり、これらの諸機関の有機的連携の下に、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介に係る業務を遂行するものとする。

(センターの事務所)

第 2 条 センターの事務所は東京都及び福島県に置くものとし、その名称及び所在地は別表 1 のとおりとする。

(総括委員会の運営)

第 3 条 総括委員会の運営は、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程の定めるところによるものとする。

(和解仲介手続の実施)

第 4 条 センターにおける仲介委員による和解の仲介の手続の実施は、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程の定めるところによるものとする。

(センターの事務の執行体制)

第 5 条 センターの事務は、仲介室が行う。

第 6 条 センターの東京事務所の仲介室は、室長、次長、室長補佐、調査官（パ

ネルによる和解の仲介の手續に必要な調査、支援、調整等を担当し、職責に応じて総括主任調査官、主任調査官又は調査官のいずれかの職名によりその業務を実施する者をいう。以下同じ。）その他所要の職員により構成するものとする。

2 センターの東京事務所の仲介室には、次に掲げる班を置き、所要の職員を配置するものとする。

- 一 総務班
- 二 企画調整班
- 三 総括委員会班
- 四 パネル班

3 総務班は、センターの庶務に関する事務、センターの施設・設備の管理に関する事務、センターの物品等の調達に関する事務、センターの文書管理に関する事務及び他の班の所掌に属さない事務を分担するものとする。

4 企画調整班は、センターの運営に係る企画及び調整に関する事務、センターの予算に関する事務、広報及び渉外に関する事務、センターの福島事務所との連絡調整に関する事務等を分担するものとする。

5 総括委員会班は、総括委員会の運営に関する事務、和解の仲介の申立ての受理及び審査に関する事務、和解の仲介に係る基準、規則等に関する事務等を分担するものとする。

6 パネル班は、パネルに係る業務の管理及び運営に関する事務、調査官会議に関する事務等を分担するものとする。

第7条 センターの福島事務所の仲介室は、所長、所長補佐、調査官その他所要の職員により構成するものとする。

2 センターの福島事務所の仲介室には、東京事務所の仲介室に準じて班（総括委員会班を除く。）を置くものとする。

3 センターの福島事務所に支所を置くものとする。支所の名称、所在地及び開所日は別表2のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は開所しない。

4 センターの支所には、支所長その他所要の職員を置くものとする。

（文書管理）

第8条 センターの文書管理責任者は、仲介室長をもって充てるものとする。

2 仲介室長は、文書管理者を指名し、センターにおける文書の適正な管理に当たらせるものとする。

3 文書管理に係る事務の執行については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の第 6 条第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

改正後の第 2 条並びに第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の別表 1 は、平成 24 年 8 月 6 日から適用する。

附 則

改正後の別表 2 は、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の別表 2 は、平成 29 年 12 月 18 日から適用する。

附 則

改正後の第 7 条第 3 項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の別表 2 は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の別表 2 は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

区分	名 称	所 在 地
東京都	東京都原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所	東京都港区西新橋 1-5-13 8 東洋海事ビル 9 階 (郵便番号 105-0003)
福島県	福島県原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所	福島県郡山市方八町 1-2-10 郡中東口ビル 2 階 (郵便番号 963-8811)

別表 2

名 称	所 在 地	開 所 日
県北支所	福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 3 階 (郵便番号 960-8031)	月曜日、水曜日及 び金曜日
会津支所	福島県会津若松市追手町 7-5	火曜日及び木曜日

	福島県会津若松合同庁舎新館 2 階 ミーティングルーム 2（郵便番号 965-8501）	
いわき支所	福島県いわき市平字小太郎町 1－6 いわきセンタービル 4 階（郵便番号 970-8026）	月曜日、火曜日、木 曜日及び金曜日
相双支所	福島県南相馬市原町区本町 2－1 南相馬市役所北庁舎 2 階（郵便番号 975-8686）	月曜日から金曜日 まで